

「令和6年度 富谷市地域公共交通計画策定業務」仕様書

項目	単位	数量	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	直接人件費 (合計)	その他費用	合計
<b>【直接人件費】</b>												
(1) 公共交通に関する現状と課題	式	1										
(2) 公共交通に関する目標及び基本方針の検討	式	1										
(3) 将来の公共交通ネットワークの検討	式	1										
(4) 公共交通の目標達成に向けた施策の検討	式	1										
(5) 各種施策の評価指標の検討	式	1										
(6) 作業の打合せ及び運営支援	式	1										
<b>【直接経費】</b>												
<b>【その他原価】</b>												
(直接人件費)×0.35/(1-0.35)												
<b>【一般管理費等】</b>												
(直接人件費+直接経費+その他原価)×0.35/(1-0.35)												
合 計												

※一般管理費等については「土木設計業務等積算基準」に準じる。

改め	
消費税	
税込価格	

# 令和6年度 富谷市地域公共交通計画策定業務 特記仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、富谷市が実施する、富谷市地域公共交通計画策定業務(以下「本業務」という。)に適用するものとする。

## 2 目的

富谷市では、過度な自家用車依存からの脱却や地域間交流・連携の強化など、交通をとりまく課題への対応と望ましい都市像の実現を図るため、令和元年度には、各種施策の具体化及び事業プログラム等を設定し、将来像の精査を図りながら、「富谷市都市・地域総合交通戦略(基本計画)(以下「基本計画」という。)」を策定した。

この基本計画に基づき各種施策の展開を図る中、短期施策(2020年～2024年)の目標達成状況の評価・検証が必要になっているとともに、富谷市が目指す交通の将来像の実現に向けて、令和2年11月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、「富谷市地域公共交通計画」策定のための業務を行うことを目的とする。

## 3 業務期間

業務期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月21日(金)までとする。

## 4 業務内容

本業務にあたり、以下の項目について検討する。なお、業務にあたっての詳細については、適宜、富谷市と協議し決定する。

- (1) 公共交通に関する現状と課題の整理
- (2) 公共交通に関する目標及び基本方針の検討
- (3) 将来の公共交通ネットワークの検討
- (4) 公共交通の目標達成に向けた施策の検討
- (5) 各種施策の評価指標の検討
- (6) 作業の打合せ及び運営支援

## 5 成果品

以下の成果品を電子データファイル一式として、各2部を納品する。

- (1) 業務報告書(A4版ファイル綴じ)
- (2) 業務報告書(電子データ)
- (3) 業務報告書(概要版・ダイジェスト版)

(4) その他、市長が必要と認めるもの

## 6 関連法令等の遵守等

受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

## 7 作業の打ち合わせ及び運営支援

作業の打ち合わせは、業務着手時、中間時2回、業務完了時の計4回を原則に行うものとする。また、本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員などを配置し、常に密接な連絡を取り業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受託者が書面（打合せ記録簿など）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、本業務の実施にあたり、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会（4回程度）の会議に出席し、資料の提供及び会議録の作成等の運営支援を行う。

## 8 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務完了後においても受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、すみやかに受託者の責任において是正、補足その他の必要な処置をとらなければならない。
- (2) 受託者は、業務を遂行する過程において疑義が生じた場合、すみやかに富谷市と協議し、円滑に業務の遂行を図らなければならない。
- (3) 受託者は、業務を遂行する上において知り得た秘密を他に漏洩してはならない。